

様式第3号

会 議 録

| | | | |
|--------------------|--|--|----|
| 会 議 名 (審議会等名) | 平成28年度 第1回 川西市文化財審議委員会 | | |
| 事 務 局 (担 当 課) | 教育推進部 社会教育・文化財課 (内線 3421) | | |
| 開 催 日 時 | 平成28年8月26日(金) 13時30分～15時00分 | | |
| 開 催 場 所 | 川西市文化財資料館 | | |
| 出 席 者 | 委 員 | 福本委員長、福永副委員長、浅見委員、神戸委員 計4名 | |
| | そ の 他 | | |
| | 事 務 局 | 牛尾教育長、木下教育推進部長、枅川まなび支援室長、 井上社会教育・文化財課長、山田主査、岡野主事 計6名 | |
| 傍聴の可否 | <input checked="" type="checkbox"/> 可・不可・一部不可 | 傍聴者数 | なし |
| 傍聴不可・一部不可の場合は、その理由 | | | |
| 会 議 次 第 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 辞令交付 ・ 正副委員長の選出 ・ 議題 <ul style="list-style-type: none"> ・ 黒川字奥瀧谷クヌギ个体群の指定諮問について ・ 報告 <ul style="list-style-type: none"> ・ 史跡加茂遺跡保存活用計画の策定について | | |
| 会議結果 | 別紙のとおり | | |

審 議 経 過

NO.1

| | |
|-----|--|
| 事務局 | <p>本日は、辞令交付、正副委員長の選出の後、一つの議題のご審議をよろしく申し上げます。</p> <p>教育長より各委員へ辞令交付</p> |
| 事務局 | <p>今回文化財審議委員の任期は、平成28年4月1日から平成30年3月31日までとなっております。新たに委員長、副委員長を選出する必要があるため、ご協議、ご推薦等をお願いします。</p> <p>委員より福本委員推薦の意見があり、全委員に異議なく、福本委員を委員長に選出する。</p> <p>また、福本委員長より副委員長に福永委員を推薦し、全委員に異議なく、福永委員を副委員長に選出する。</p> |
| 委員長 | <p>よろしく申し上げます。</p> <p>それでは、事務局より議題「黒川字奥瀧谷台場クヌギ个体群の指定諮問について」を事務局より説明してください。</p> |
| 事務局 | <p>(スライドを使用して、申請物件の説明をする。)</p> <p>申請書では、「黒川字奥瀧谷台場クヌギ个体群」となっていますが、正式名称はまだ決まっています。種別としては天然記念物、所在地としましては川西市黒川字奥瀧谷16番にあります。クヌギの个体群ですが、所有者は能勢電鉄株式会社、保全活動も同社の方が行っています。区域面積は、1,031㎡、そこで確認されている台場クヌギが約40本ということです。申請の理由としましては、日本全国の里山林が燃料革命で放置されるなかで、川西市黒川一帯では室町時代から現在に至るまで木炭生産等に利用され続けています。その炭の原木として用いられてきたのが台場クヌギなのですが、頭木仕立てで変った形をしておりまして、台場クヌギと言われていきます。特異な樹形を呈することから、当地域一帯の里山林は他地域では見られない固有の景観を構成しているということで、天然記念物に指定できないかということで申請が上がってきたわけです。猪名川上流域では、かつて広く分布していた台場クヌギも多くは放置され、現在使用されている台場クヌギは川西市域でも大変減っています。</p> <p>黒川のケーブル駅の横に妙見山に抜ける道があり、その道沿いに今回申請された台場クヌギ个体群があります。現地の写真ですが、クヌギの木を8年から10年サイクルで出てきた枝を切っていくのですが、これを繰り返すことで、下の幹は</p> |

審 議 経 過

NO. 2

| | |
|------|---|
| | <p>太くなっていきます。台場クヌギ個体群と道を挟んだ向かい側に昔使われていた炭焼き窯が残っています。能勢電鉄の方は、小学生の見学時に活用したいと言っていました。この台場クヌギ個体群は、すでに林業遺産の指定を受けています。これは、日本森林学会が日本各地の林業や歴史を将来にわたって記録し残していかねばならないものを選定する制度で、2013年から始まっています。</p> <p>今回は諮問という形でご意見を伺い、次回の文化財審議委員会で答申をいただきたいと考えています。</p> |
| 委員長 | 説明が終わりましたが、ご意見はないですか。 |
| A 委員 | ご専門の B 委員のご意見を伺いたいのですが。 |
| B 委員 | <p>4月に事務局の方と現地を見させていただきました。パンフレットにも書かれてありますように、台場クヌギは関西から遠くは山梨の方まで分布しているなかでも、黒川のあたりが群生しているところです。申請の場所は、植生学会の視察先として会員が訪れています。私も20年前から調査しておりまして、大きい台場クヌギが高密度で生育している場所であることがわかりました。20年ほど前は、枝が太く茂った感じだったのですが、能勢電鉄の方により切られて細い炭焼きに使える枝が出てきた状態になっていました。そういった意味で、放置されていたものを、かつて薪炭林として使っていた景觀に戻されているということがわかりました。現在は放置されている林が大半であり、このように管理されている台場クヌギ林は非常に少なく、管理されてかつての景觀を取戻している非常に少ない例だとわかりました。将来に向けてこういう形で維持していきたいとおっしゃっていました。</p> <p>炭窯の写真がありましたが、ここで焼くのは場所に難しいかもしれませんが、台場クヌギの林を守るだけでなく、切った枝を炭に焼いていたことを子どもに伝えたいとおっしゃっていました。川西市内に点々と残る台場クヌギのなかでも、一番良いのが今回申請に上がっているのではないかと思います。文化財として、天然記念物として指定されれば素晴らしいことではないかと、期待しています。</p> |
| 委員長 | ありがとうございました。その他何かありませんか。 |
| C 委員 | これらが文化財的に非常に重要なことはわかったのですが、市の文化財として指定して保護する時に、まず天然記念 |

| | |
|-----|---|
| | <p>物のカテゴリーで良いのかどうか。この前にも言ったと思うのですが、基本的に人間が手を加えて状況を維持しているわけですよね。それが天然記念物というカテゴリーで良いのかどうか。一点目は文化的景観とかそういうカテゴリーを作って保護すべきではないかという気がするわけですけど。川西市の文化財保護条例のなかに文化的景観という概念が入っているのかどうか、事務局に伺います。</p> <p>二点目は、これを指定した際の保護管理はどういう形になるのでしょうか。つまり、守るべき姿というのは今を守るのか。これから枝が出てきたら当然切っていかなければならないでしょうけど、そうするとどういう形のものを残そうとするのか。という事を考えないと保護管理の計画を立てることは難しいのではないかと思います。言ってみれば、稼働遺産なんですよね。ある意味では、人間が手を加えながら変えていっている世界遺産では、明治の産業革命遺産になったものと同じようなものなので、そのあたりをどのようにすれば良いのかということをお事務局に伺います。</p> <p>三点目は炭焼き窯ですが、これはいつ頃のものでしょうか。場合によっては、埋蔵文化財の保護対象になることはないのでしょうか。</p> |
| 委員長 | 事務局より説明をお願いします。 |
| 事務局 | <p>天然記念物としての指定につきましては、昨年度3月の文化財審議委員会でもいろいろご意見をいただきました。事務局でも県の教育委員会に問い合わせましたが、基本的に天然記念物で良いのではないかと聞いています。全国的にも二次林的な物も国の天然記念物に指定されている例もあるので、これでもかまわないのではないかと。反対に台場クヌギというのは今まで例がないので、残していくのは良いことではないかとうかがっています。</p> <p>文化的景観として捉えることにつきましては、川西市の文化財保護条例ではまだ整備されていません。今後の保護管理につきましては、どのような形で残していくかということですが、能勢電鉄では積極的に活動されており、下草も刈られておりよく手入れをされていました。</p> <p>炭焼き窯のことですが、いつの頃のものかはわかっていません。次回まで調べまして、古い炭焼き窯が保護指定の対象となること等を調べます。</p> |
| 委員長 | ありがとうございます。他に何かありませんか。 |

| | |
|------|--|
| B 委員 | <p>補足させていただきます。まず種別の話ですが、天然記念物でも他に例があります。その代表的な物が武蔵野雑木林ということで指定されています。解説を見ますと、平林寺という寺の境内林ですが、武蔵野の雑木林を代表する林で二次林であるということと、その景観を維持するためにすでに放置され遷移が進んでしまったものを管理することによって、昔の雑木林の景観を維持していこうということが書かれています。</p> |
| 委員長 | <p>植物自体に手を加えているのか。雑木林が雑木林であるように保護しているものなのか。</p> |
| B 委員 | <p>植物に手を加えて二次林として遷移が進まないようにしています。端的な例で言いますと、林ではありませんが阿蘇の草千里ヶ浜と米塚は指定種別としては火山だとかで指定されています。解説では、牧歌的な景観というのが近代的に作られた牛を放牧してできた景観が文豪たちにも表現されている。それを守ろうということで天然記念物として指定しています。それは草ススキの草原との刈り取りだとか、火入れだとか、放牧という形で維持されているものが天然記念物として指定されていますので、まったくそれと同等になると思います</p> |
| 委員長 | <p>ありがとうございます。</p> |
| C 委員 | <p>台場の形状を維持しようとする、枝を切るわけですね。現状変更の届出を出してもらうのですか。</p> |
| 事務局 | <p>そのあたりはわかりません。</p> |
| B 委員 | <p>私の知っているところで、記念物の中では名勝の松原の例があります。松原は松そのものを残しますが、松枯れで枯れてしまったところは補植するのです。補植する際には、大木1本で占めていた100平方メートルのところに1本植えるのではなく、いっぱい植えます。ところが全部育つと、ヒョロヒョロの松になってしまいますので、途中で切っていきます。その場合は、間伐というのを管理計画の中に組み込んでいますので、現状変更というのはいしていません。</p> |
| C 委員 | <p>その辺が活着しているものですか、どういう形のものを維</p> |

| | |
|-------------|---|
| | <p>持するのが文化財として適切なのかを整理していただきたい と思います。それと炭焼き窯は、今文化庁が埋蔵文化財として 必ず調査の対象としているものは中世以前のものですが、 中世以降のものでもその地域にとって重要であるなら埋蔵文 化財として取り扱うようにと言っています。長崎の原爆に遭 った街の遺跡も史跡になりました。ですから、先ほどの炭焼 き窯を再利用すると考える前に文化財の調査をする必要があ ると思います。いくつかの地方自治体では、近世のダルマ窯 を埋蔵文化財の調査対象としているので、この辺も慎重に考 えてもらえればと思います。</p> |
| <p>B 委員</p> | <p>C 委員からご指摘のあった種別のことで、前回の委員会の 時にD 委員の方から産業遺産はいかがという質問がありまし た。その点について、まず天然記念物ですが、天然記念物の なかには大きく2 種類ありまして、完全に自然が作りだした のものと、自然に人の手を加えて作りだしたものの、二次林だ とかスギ並木やマツ並木だとかいったものが含まれます。その 意味では、このクヌギ林は天然記念物に相当するものと考え ているのではないかと考えています。産業遺産の方は、自然に 手を加えてというよりは人工物が主体となっているのかなと理 解しています。もう一つは、先ほどの文化的景観と同じく条 例に書き込まれていないということもありまして、種別とし て天然記念物が妥当ではないかと考えております。</p> |
| <p>委員長</p> | <p>能勢電鉄がこのように意識しだしたのは、いつからです か。</p> |
| <p>事務局</p> | <p>申請書に2014 年に林業遺産認定と書かれていますので、そ れほど以前からでないと思います。</p> |
| <p>委員長</p> | <p>能勢電鉄は、林業遺産だけでは満足できないのですかね。 一度会社に確認する必要があるが、市の文化財指定にどうい う意味で指定を受けたいというのか、よくわかりません。会 社というのは、代表者が代わると転換してしまうのですよ。 指定しても後から不要だと言われる可能性もあるので、その 時どう対処するかが問題で、指定する際に一文を加える等方 策を講じないと非常に問題になると思います。一旦指定しま すと、解除することはあり得ないので、会社自身どこまで本 気で考えているのか、一度確認する必要があると思います。</p> |
| <p>B 委員</p> | <p>文化財に指定するということは、一つは法的根拠を得ると</p> |

| | |
|-----|--|
| 委員長 | <p>ということが大きなメリットだと思うのです。逆に会社としても法的根拠にしてしまうことによって、市としては非常に強い実効力を持った指定文化財として今後将来に保存していける可能性を有するのではないのでしょうか。</p> <p>社団法人の林業遺産だけだと、今委員長がおっしゃられたように社長さんが変わられた時にリフトを付けようと言った時にはなくなってしまう可能性がありますけど、文化財に指定することによって歯止めになると理解しているのですが。</p> <p>先生のおっしゃるのはよくわかります。ところが、維持管理するにあたっては原資がいるわけで、その辺の価値観の問題になってくるわけですよ。もちろん市の指定にすれば、そういうことは避けられるわけですが、その後維持管理がされず放置される可能性もあるわけですよ。そのまま放置されると自然に戻る。それを市の方が管理するかというと、それは不可能で、所有者責任になるわけですよ。どこまで本気でやる気があるのか。将来能勢電鉄がほったらかしにすると、またもとに戻る可能性があるわけではないですか。だから、もう一回しっかりと確認する必要があると思うのです。どこまで気持が座って申請を出してきているか。</p> |
| 事務局 | <p>委員長がおっしゃれますように、確かに会社の代表者が変わった時に会社の方針が変わることは考えられると思いますので、事務局も気をつけねばならないと認識しています。市の指定を受ければ守っていただかないといけないので、B委員から法的な裏付けということも出てきていますので、市が間違いないよう最後まで見させていただきたいと思います。</p> |
| C委員 | <p>最悪の場合指定解除というのは、審議委員会で答申すれば可能かもしれませんが、そういうことをやっていたら川西市の文化財保護行政というのは場当たりのやっているのかという批判を受けるのは当然です。その辺は、将来に向けてどういう形で残して管理していくのかということを含めた先方からの具申であり、市が指導して申請したわけではないような感じですので、その点は所有者の方にしっかりと担保を取っておかねばいけないと思います。</p> <p>資料にA3の図がありますが、対象地ですよ。ここは、1,031平方メートルしかないのですか。対象地は薄い赤の部分で1,031平方メートル、300坪ですか。</p> |

審 議 経 過

NO.7

| | |
|------|---|
| 事務局 | 濃い赤の部分だけが台場クヌギのある対象地だと思いましたが、薄い赤の部分はもっと広いように思いますが。 |
| C 委員 | 対象地というのは、今回指定申請の範囲ということですよ。台場クヌギのある所だけでなく、ずいぶん周りが広く取られている。これも含めて保護管理の対象になるわけですよ。大変結構ですが、この辺まで認識されているかどうかということですよ。先ほどの美しい写真の所は濃い赤の色で、その4倍ぐらいの面積が対象地としてあるわけで、そこを含めた所有者による保護管理の方針なのか、確約をとっていただきたい。 |
| 委員長 | 先ほどの写真で、緑色のネットをかぶせてあるのは、何か保護しているのか。 |
| B 委員 | 鹿避けです。 先ほどの対象地の話ですが、補足しておきますと、濃い赤丸が写真に写っている所で、ハイキング道沿いに台場クヌギが広がっています。対象地と書かれた薄い赤の所にも台場クヌギが広がっており、ゆくゆくは管理を広げていきたいとおっしゃっていました。 |
| C 委員 | 2,500分の1の地図ですよ。1センチメートルが25メートルでこの面積なのか。 |
| 委員長 | 話はとびますが、和歌山あたりの備長炭の材料はクヌギではないのですか。 |
| B 委員 | あれはウバメガシです。常緑の木です。 |
| A 委員 | 今回申請台場クヌギでは、炭は作っているのですか。 |
| B 委員 | 切った分は、炭にされたのではないのでしょうか。 |
| A 委員 | その炭を売って利益を得ているのですね。 |
| B 委員 | バーベキューの所で使うということ聞いたように思いますが。 |
| A 委員 | ボランティアでやっているわけではないのですね。 |

審 議 経 過

NO.8

| | |
|------|---|
| 事務局 | <p>本来は炭を作るのですが、申請の台場クヌギは炭焼きに使っていません。かつては近くに炭焼き窯があって炭を焼いていたのですが、今は焼いていないので、生木のまま下に運ぶのは作業的に厳しいため、炭にせず現地作業の際バーベキューの薪に使っているということです。</p> |
| A 委員 | <p>活用されているということですね。</p> |
| 委員長 | <p>先ほどの炭窯ですが、あれをもう1回使うことは無理でしょう。新規に作る方が早いのではないですか。</p> |
| C 委員 | <p>ここに300年以上前からと書いてあるので、江戸時代になるのでしょうか。埋蔵文化財の調査対象になるので、市内遺跡調査の補助事業でできると思いますよ。</p> |
| 委員長 | <p>菊炭で昔裏千家の方で需要があったという話は、どこまで根拠があるのかわからない。この窯は、申請対象地の中にあるのですか。</p> |
| 事務局 | <p>違います。ハイキングコースの向かい側にあります。</p> |
| 委員長 | <p>能勢電鉄の所有地ですか。</p> |
| 事務局 | <p>所有地のようです。この窯を少し綺麗にして稼働はしませんか、子どもたちが見学した時に炭焼きの説明をしたいということです。</p> |
| 委員長 | <p>本当に炭焼きをしているところを見せないと実感がわかないのではないですか。川西市で菊炭というのであったら、教育委員会でも作ったらどうか。</p> |
| 事務局 | <p>県立一庫公園と、この前に紹介した黒川字大土のエドヒガン群落の所で炭窯を作って炭焼き体験が行われています。菊炭ができるかどうかわかりませんが。</p> |
| 委員長 | <p>あと何かないですか。事務局よろしいですか。</p> |
| 事務局 | <p>いろいろなご意見を頂戴しました。次回できるだけご意見をいただいた所を検討しましてお話をさせていただきたいと思います。どうぞよろしく願いいたします。</p> |

審 議 経 過

NO.9

| | |
|-------|--|
| C 永委員 | <p>できましたら、各委員がおっしゃれたことへの対応結果を次の会の前にいただけたらありがたいです。</p> |
| 事務局 | <p>わかりました。できるだけ資料を送らせていただきまして、お目通しいただいた上で次回審議いただくという形をとらせていただきます。よろしく願いいたします。</p> |
| 委員長 | <p>川西では「日本一の里山」をうたっているわけですが、全国では里山はいたるところにあります。「日本有数の里山」という表現であれば納得するのですが、「日本一の里山」となると大変なことになってくると思います。「日本有数の里山」でいいと思うのですが、教育委員会はどう思っているのか、次回まで考えていただきたい。</p> |
| 事務局 | <p>「日本一の里山」の条件はないと思うのですが、歴史性とか生物多様性とか、炭焼きの特徴的な台場クヌギ等、そういうところを拾い合わせていくなかで出てきていると思います。15年以上前に環境庁が代表的なものとして東日本の狭山丘陵を挙げ、もう一つは、西日本の北摂のクヌギ林です。他にも50くらい里山関係での貴重な所を挙げている中で、あえてこの二つを挙げたのです。今兵庫県が里山自然博物館事業をやっていますが、そのなかで地域性とか、生物多様性とか、民俗的な視点とか、そのなかで整備されて進めていると思います。条件が揃った「日本一の里山」というのは、委員長がおっしゃられるとおり、きっといろいろあると思います。</p> |
| 委員長 | <p>里山の概念は、そんなにしっかりとしたものがないと思うのですよね。本来は自然との共存共栄の部分があって初めて里山という言葉があるわけで、黒川の里山でこの中でどなたが生活をされていますか。</p> |
| 事務局 | <p>今50軒くらい地元の方がおられ、地域おこしの一環でここを大切にしています。</p> |
| 委員長 | <p>それは知っています。それはあくまでもボランティアじゃないですか。</p> |
| 事務局 | <p>地元の方も生活されています。そういう方々と一緒に地域おこしの一環で、一つのネームバリューを作っていくことで、集客効果があるなかで保全活動ができて、日本一のホテルの生息地とか、いっぱいあると思います。川西市の自然を</p> |

| | |
|------------|---|
| | <p>活かしたまちづくりにとって大切な場所だということで、条件がそろってくればそういうことができたらいと思っています。宮崎駿さんの「トトロ」の森にけっして負けないくらいのものだと、環境庁、環境省になる前の時代ですけど、里山として優れた地域であることは確かです。</p> |
| <p>委員長</p> | <p>ただ、この名称には非常にひっかかるところがあります。ちょっと考えていただく方がいいんじゃないですか。</p> |
| <p>事務局</p> | <p>議案の方は以上でよろしいでしょうか。次に報告ということで、史跡加茂遺跡保存活用計画の策定についてお手元に冊子を渡しております。こちらの方ができあがりしましたので、報告いたします。</p> |
| <p>事務局</p> | <p>(スライドを使用して説明)</p> <p>平成 26・27 年に史跡加茂遺跡保存活用計画を作っており、昨年度末に計画ができあがりしました。福永先生のような専門の方、地元の自治会長、鴨神社関係の方、生産組合の方等にご意見を聞いて作ってまいりました。</p> <p>明治 44 年に栄根銅鐸が台地東側崖下から出土しました。大正 4 年、池田師範学校の笠井新也さんが鴨神社周辺で大量の弥生土器・石器が落ちていたことを発見して、加茂遺跡が発見されました。昭和 11 年、いろいろな人が土器・石器を拾って持って帰りますので、地元の宮川雄逸さんが地元で遺物の残すのだということで、自宅を改造して宮川石器館を開館しています。昭和 27 年から 3 年間、関西大学と関西学院大学で鴨神社周辺のトレンチ調査を行い、『摂津加茂』という報告書ができたことで、弥生時代中期の集落として有名になりました。</p> <p>昭和 40 年代になりますと、遺跡の範囲内で住宅建設が急増してまいります。これに伴い川西市教育委員会が専門職員を配置して緊急発掘調査を行ってきました。そうしたところ、近畿地方を代表する弥生時代の大規模集落であることがわかってきまして、平成 12 年国の史跡に指定されました。現在まで追加指定が 2 度ありまして、約 3.15 ヘクタールが史跡指定地となっていますが、モザイク状に飛び飛びに指定している状況です。</p> <p>遺跡は、旧石器・縄文時代から奈良・平安時代まで続いており、弥生時代中期が最盛期で 20 ヘクタールの規模があります。そのなかでも、環濠で囲まれ、大型建物・大型方形周溝墓・環濠入口・斜面環濠等が検出された集落中心部が重要で</p> |

| | |
|-----|---|
| 委員長 | <p>あるということで、現在モザイク状の史跡指定ですが、この範囲約9.4ヘクタールを今後史跡指定して保存していこうという計画です。</p> <p>すでに史跡指定をしているところでは、公社有地を含めまして約1ヘクタールを公有地化していますが、活用ができておらず、今後の整備・活用に向けて備えるという形です。鴨神社は、歴史的な延喜式内社ですので、社殿・社叢林はそのまま維持していただきますが、神社の維持のなかでの現状変更を協議します。鴨神社から借地しています加茂幼稚園は、今後移転計画がありますが、移転後に史跡として活用するよう協議します。農地は、耕作を維持していただきますが、協議の上公有化します。</p> <p>問題は今後の追加指定計画地です。この範囲には農地と宅地がありますが、どのように保存していくかが重要な課題となってきます。農地・山林は、放っておくと宅地化が進みますので、短期的に追加指定の協議を進めます。宅地はおよそ220軒もあり、短期的には困難ですので、中長期的に追加指定の協議を進めます。</p> <p>史跡の活用ですが、将来的に常時対応できるガイド方式や環境整備を進めます。市内の他の文化財活用との体系化や学校教育・社会教育との連携、大学や研究機関との連携を行います。また、文化財の枠以外の活用も図ります。</p> <p>史跡の整備については、イメージ図を載せています。最終的には大きな史跡公園を目指しますが、長期化すると思われるので、公有化されている場所で短期的に整備を進めます。文化財資料館を起点に、大型建物等重要遺構が見ついている場所をめぐる方式が考えられます。</p> <p>運営・体制の整備については、川西市教育委員会の文化財担当課が中心となりまして、学校教育・社会教育・庁内他部局と連携し、文化庁・兵庫県教育委員会の指導を受けながら進めます。また、市民との協働ですが、すでに文化財ボランティアガイドの会や地元コミュニティで結成された加茂遺跡クラブと一緒に加茂遺跡のスタンプラリーを行っています。</p> <p>以上の計画の実施ですが、短期的にやるべきことと、将来にならないとできないこともありますので長期的にやるべきことを分けて行います。また、今後の整備にあたっては、整備計画を立てていくのが直近の課題となっています。以上が史跡加茂遺跡保存活用計画の内容です。</p> <p>先ほど、市の文化財ボランティアの組織が出ましたが、文化財を案内するボランティアの方々にはもう少しきちんとし</p> |
|-----|---|

| | |
|------------|---|
| <p>事務局</p> | <p>た教育をしていただきたい。伝承は伝承として伝えるべきで、伝承を自分が見てきたかのように説明するは困ります。そのあたりの教育を徹底していただきたい。</p> <p>文化財ボランティア養成講座は毎年やっております、修了した方でグループを作っております。間違った説明をしないか、あるいは市内の文化財を実際訪れますのでご迷惑をおかけしないか気がかりなところもありますが、そのあたりを注意します。</p> |
| <p>委員長</p> | <p>迷惑とか邪魔というのではなく、説明の内容自体が問題なのです。伝承は伝承ですとはっきり教えていただきたい。</p> |
| <p>事務局</p> | <p>講座を受けた後は自分で勉強しようというのが逆に余計な情報がいろいろ入ってくるみたいで、時々一緒について回ったりするのですが、その都度不適切な内容がありますと注意させていただいております。なかなか目の届かないところがありますので、また例会に出席しましたら、注意させていただきます。</p> |
| <p>委員長</p> | <p>よろしくお願いします。</p> |
| <p>C委員</p> | <p>この保存計画書というのは、加茂遺跡をこれからどのように保存活用していくかという第一歩ですので。こういうのを地方公共団体がきちんと整えていくこと非常に大事なことです。大変よくできていると思います。いろいろ長い道のりはあると思いますが、こういうものがないと対応はすべて場当たり的になって、結局史跡を将来にわたって活用していくプランが描けなくなってしまうので、大変重要なことです。</p> <p>それと川西市の埋蔵文化財系でいうと、もう少し市民に対して普及啓発といったら上から目線ですが、もう少しいろいろな努力が必要だと思います。たとえば、さっきの話で加茂遺跡は大正4年に笠井新也が発見したということ、去年は発見100周年だったのですよね。何もやっていないのですよね。国の史跡になって何年ですかね。たとえば、発掘調査の始まりは昭和27年だったら60数年、60周年だったら何かやるべきだったと思うのですよね。そういう周年事業、周年というのがいつにあたるかということ把握されているのかどうか疑問に思います。先週も芦屋市教育委員会で弥生時代の会下山遺跡という国の史跡があるのですが、発掘調査60周年というシンポジウムをやったのです。芦屋市のルナホールがっぱ</p> |

| | |
|------|---|
| | <p>いになって650人ほど参加していました。そういうことをもう少し川西市の文化財行政のなかで認識していただいて、台場クヌギもいいんですけど、ああいうものを保存活用していく根底が市民のそういうものに対する理解が必要なわけでしょう。ですから、そこを常にアップデートしていただくなり、市民の方に常に刷り込んでくということですね。そういう努力をしていただかないと、加茂遺跡の保存活用計画をつくっても、このまま限られた方々だけが知っているという状態ではいい形で進まないと思います。その辺十分認識していただいて、攻めの文化財保護行政を貫いていただかないと将来はないと思ってください。まずは、何周年になるかということを一覧表、カレンダーとして作ってですね、皆さんの席の前に貼っておくようにして、来年はこういうことがあるからと予算を取って、これは補助金が取れると思いますので、どういうことをやっていこうかと少し攻めの施策を講じていただきたい。非常に切実に思います。</p> |
| 委員長 | <p>ありがとうございました。</p> |
| 事務局 | <p>福永委員のお話をうかがいましたが、今後このようなことがないよう気をつけたいと思います。天然記念物に関しましては、先ほども申しましたが、ご意見をいただきましたところをしっかりと押さえまして、次回の審議委員会で説明させていただきたいと思いますので、どうぞよろしくお願ひいたします。</p> |
| B 委員 | <p>前に報告いただき、次回申請が上がってくるとおっしゃっていましたがいかがですか。</p> |
| 事務局 | <p>エドヒガン群落のことでしょうか。黒川字大土エドヒガン群落の方ですが、広いエリアですので所有者が複数おられます。川西市の文化財保護条例、規則の方でも申請には全員の同意が必要となっていますので、市外に出られた方、行方が分からない方もおられるということで、まずは今黒川地区に住んでいる所有者だけでも同意書をいただくよう伝えたのですが、同意がいただけない方が数名おられ、今回は待っていただきたいと自治会長さんから連絡がありました。浅見委員と4月にちょうど桜が咲いている時に行かせていただきまして、ぜひとも市として守っていかねばならない文化財と認識しておりますので、働きかけねばならないと思っております。報告を忘れており、申し訳ありませんでした。</p> |

審 議 経 過

NO. 14

| | |
|-----|--|
| 事務局 | <p>最後にご挨拶をさせていただきます。本日はどうもありがとうございました。本市では、小学校4年生が里山体験ということで、黒川地区へ行かせていただいております。このなかで、エドヒガンであったり、台場クヌギを見たりとか里山を見ることで、川西の中にこんなに素晴らしいところがあるということで、すごく学習になっております。いろんな意味で、川西市としても里山を守っていきたいと思っております。本日は黒川字奥瀧谷の台場クヌギ個体群の指定に関する事で、慎重に審議していただき本当にありがとうございました。</p> |
|-----|--|